

議案第9号

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正について

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出
(2023年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年城陽市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行		改 正 後																			
別表（第3条関係） 給水区域		別表（第3条関係） 給水区域																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>奈島</td> <td>十六、芝新田、久保野、フケ、生口、長尾、内垣内、下ノ段、中島、川原口、下ノ畔、植田、川田、板倉及び上ノ段の全部 高塚及び飯盛の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		区域		略		奈島	十六、芝新田、久保野、フケ、生口、長尾、内垣内、下ノ段、中島、川原口、下ノ畔、植田、川田、板倉及び上ノ段の全部 高塚及び飯盛の一部	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>奈島</td> <td>十六、芝新田、久保野、フケ、生口、長尾、内垣内、下ノ段、中島、川原口、下ノ畔、植田、川田、板倉及び上ノ段の全部 <u>高塚、飯盛、下小路、坊ヶ谷及び上小路の一部</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>令涼</td> <td><u>つむぎの全部</u></td> </tr> </tbody> </table>		区域		略		奈島	十六、芝新田、久保野、フケ、生口、長尾、内垣内、下ノ段、中島、川原口、下ノ畔、植田、川田、板倉及び上ノ段の全部 <u>高塚、飯盛、下小路、坊ヶ谷及び上小路の一部</u>	略		令涼	<u>つむぎの全部</u>
区域																					
略																					
奈島	十六、芝新田、久保野、フケ、生口、長尾、内垣内、下ノ段、中島、川原口、下ノ畔、植田、川田、板倉及び上ノ段の全部 高塚及び飯盛の一部																				
略																					
区域																					
略																					
奈島	十六、芝新田、久保野、フケ、生口、長尾、内垣内、下ノ段、中島、川原口、下ノ畔、植田、川田、板倉及び上ノ段の全部 <u>高塚、飯盛、下小路、坊ヶ谷及び上小路の一部</u>																				
略																					
令涼	<u>つむぎの全部</u>																				

附 則

この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。ただし、別表に令涼の項を加える改正規定は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による東部丘陵地長池地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

提案理由

東部丘陵地青谷先行整備地区への給水区域の拡張及び東部丘陵地長池地区土地区画整理事業に伴う町名の変更に伴い、所要の改正を行いたいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方公営企業法（抜粋）

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

参考資料

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例 の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 給水区域の拡張（別表（第3条関係））

東部丘陵地青谷先行整備地区への給水に伴い、給水区域に変更が生じることから、奈島下小路、坊ヶ谷及び上小路の一部を追加するもの。

(2) 町名の変更（別表（第3条関係））

東部丘陵地長池地区土地区画整理事業に伴う町名の変更に合わせて、給水区域を「令涼 つむぎ」に変更するもの。

2 施行期日

令和5年(2023年)4月1日

ただし、別表に令涼の項を加える改正規定は、東部丘陵地長池地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

位置図

